自動車税・軽自動車税（種別割）、（環境性能割）の減免

内　　容	障がいの程度や所有者・運転者の条件により自動車税・軽自動車税（種別割）、（環境性能割）が、１台に限り減免されます。（限度額あり） 減免を受けた方には在宅福祉利用券のタクシー券が給付されません。

（障害の程度）

区分			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい者								
	視覚		○	○	○	○		
	聴覚			○	○			
	平衡							
	音声（喉頭摘出に限る）				●			
	上肢		○	○				
	下肢		○	○	○	●	●	●
	体幹		○	○	○		●	
	脳原性	上肢	○	○				
		移動	○	○	○	●	●	●
	心臓・じん臓 呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸		○		○			
	免疫		○	○	○			
	肝臓		○	○	○			
知的障がい者			療育手帳のA1又はA2の交付を受けている方					
精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方					

●は本人が運転する場合に限られます。

（所有者と運転者）

区分		所有者	運転者
身体障がい者			
	18歳以上	本人	本人
		本人	同一生計者
		本人（※）	日常的介護者
	18歳未満	同一生計者	同一生計者
知的障がい者		本人	本人
		本人	同一生計者
		本人（※）	日常的介護者
		同一生計者	同一生計者
精神障がい者		本人	本人
		本人	同一生計者
		本人（※）	日常的介護者
		同一生計者	同一生計者

※身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る

申請の時期	必要書類は事前に担当窓口へお問合せください。 【自動車税・軽自動車税（種別割）】 ○４月１日現在で自動車を既に所有している場合 ４月１日から納期限まで （軽自動車税（種別割）は納期限７日前まで） ○身体障害者手帳の新規交付または再交付 手帳交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 【自動車税・軽自動車税（環境性能割）】 新規登録の際又は登録した日から30日以内
窓口	【自動車税（種別割）、自動車税・軽自動車税（環境性能割）】 長野県総合県税事務所　税務課（℡026-234-9505） 【軽自動車税（種別割）】 須坂市役所　税務課（℡026-248-9001）

有料道路通行料金および一般自動車道使用料金の割引

内　　容

有料道路通行料金および一般自動車道使用料金は、次のとおり割引されます。

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第１種身体障がい者 第１種知的障がい者 （療育手帳A1・A2）
自動車の範囲	身体障がい者本人または生計を一にする者が所有する乗用自動車等（営業車、軽トラック等貨物車を除く）	障がい者本人および生計を一にする者または介護者が所有する乗用自動車等（営業車、軽トラック等貨物車を除く）
割引率	50%以内	

手　続　き

割引を受けるには事前に申請が必要です。あらかじめ市役所福祉課にて、手帳に有効期間等の記載を受けてください。
利用にあたっては、料金所において手帳を提示します。別途申請によりETCによる割引も受けられます。
※有効期間があります。時期を確認のうえ更新が必要です。ETCによる割引に限り、オンラインでの更新も可能です。

申請に必要なもの

ETCを利用しない場合	□　障害者手帳（身体・療育） □　運転免許証 （自ら運転して割引を受ける方） □　自動車検査証（車検証）
ＥＴＣを利用の場合	□　障害者手帳（身体・療育） □　運転免許証 （自ら運転して割引を受ける方） □　自動車検査証（車検証） □　ＥＴＣカード （※原則として本人名義のもの） □　登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器のｾｯﾄｱｯﾌﾟ申込書・証明書」

窓　　口

須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

駐車禁止除外標章の交付

内　　容

重度の障がい者で歩行困難な方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。
標章を交付された歩行困難者が乗車している車両は、標識により駐車が禁止されている場所の駐車が、全国どの地域でも除外の対象となります。（交差点付近等の法定駐車禁止場所等は除外されません。）

対象となる方

・重度の身体障がい者で歩行困難な方
（障がいの部位により対象となる等級が異なります）
・療育手帳（A1、A2）をお持ちの方
・精神障害者手帳（１級）をお持ちの方
・小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症）をお持ちの方

申請に必要なもの

□　障害者手帳(身体・療育・精神・小児慢性特定疾患児)
□　印鑑

窓　　口

須坂警察署（℡026-246-0110）

障がい者等用駐車場利用証の交付（信州パーキング・パーミット制度）

内　容	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を必要な方に適正に利用いただくために、県内共通の利用証を交付します。

区分			1級	2級	3級	4級	5級	6級	有効期間	必要書類
身体障がい者	視覚		○	○	○	○			発行の日から5年以内	身体障害者手帳
	聴覚			○	○					
	ろうあ		○	○	○					
	平衡				○		○			
	上肢		○	○						
	下肢		○	○	○	○	○	○		
	体幹		○	○	○		○			
	脳原性	上肢	○	○						
		移動	○	○	○	○	○	○		
	心臓・じん臓 呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸 免疫・肝臓		○	○	○	○				
知的障がい者	療育手帳のA1またはA2の交付を受けている方									療育手帳
精神障がい者	精神障害者手帳の１級の交付を受けている方									精神障害者保健福祉手帳
発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育期間等が認めた方									医療機関、療育機関等からの証明書
難病患者	・特定医療費(指定難病)受給者 ・特定疾患医療受給者 ・長野県特定疾病医療受給者 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者									各受給者証
その他けが・病気の人	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書により確認できる場合								医師の診断書による必要期間以内	医師の診断書（歩行困難な旨が明記されたもの）

※郵送の場合は申請書の他に、「必要書類写し（住所・氏名・障害程度等級・障害名・病名の記載があるページ）」「１４０円切手」が必要です。

※有効期間がありますので、時期を確認して更新手続をしてください。

窓　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019） ※郵送の場合 長野県庁健康福祉部地域福祉課地域支援係 〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2

※その他、妊産婦（窓口：健康づくり課）、高齢者（窓口：高齢者福祉課）も対象になります。

福祉車両購入費の補助

内　　容	障がいのある方を日常的に介護する方が福祉車両を購入する場合、福祉車両改造費用の3分の１以内の額を補助します。（20万円を限度とします。） 必ず、購入前にご相談ください。
対象となる方	（所得） ・所得制限があります。 ・市税の滞納がない方。 （その他） 前回の補助から５年以上経過していること。 （障害の程度） 下肢または体幹：１級○、２級○ ※障がいの程度を満たし、 車椅子の給付判定を受けた方の日常的介護者に支給されます。
申請に必要なもの	□　医師意見書（車椅子給付判定がない場合） □　見積書（同一車種の福祉車両と通常車両の2種類） □　車両のカタログ等
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

自動車運転免許取得助成

内　　容	普通自動車の運転免許を取得する場合、技能教習に要した費用の３分の２以内の額（10万円を限度とします）を補助します。 必ず、自動車学校へ通学される前にご相談ください。※申請年度内に運転免許証が取得できない場合は、補助対象になりません。
対象となる方	（所得）前年の所得税額が15万円以下の世帯であること。 （障害の程度） 上肢、下肢、体幹（※）：１級○、２級○、３級○、４級○、５級○、６級○ 聴覚：２級○、３級○、４級○ 音声・言語：３級○、４級○ ※上肢、下肢、体幹の機能障がいの場合、障がいの程度に応じた補助手段を講じた自動車を使用しなければ、運転免許の取得が困難な方が対象です。（身体障害者手帳に記載の障がいに応じた自動車の構造装置に関する条件が運転免許証に記載されていること）
申請に必要なもの	□　運転免許取得費用の見積書(自動車学校で発行されます)
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

自動車改造費の補助

内　　容	障がいのある方が所有し、運転する自動車のアクセル等を改造する場合、10万円を限度として補助します。必ず、改造前にご相談ください。
対象となる方	（所得） ・所得制限があります。 また、市税の滞納がない方が対象です。 （その他） ・運転免許証に付された自動車の構造装置に関する条件に該当する改造が対象です。 ・前回の補助から5年以上経過している必要があります。 （障害の程度） 上肢、下肢、体幹：1級 ○ 2級 ○ 3級 ○ 4級 ○ 5級 ○ 6級 ○
申請に必要なもの	□　身体障害者手帳 □　運転免許証 □　自動車検査証記録事項 □　見積書　　□　写真（改造前・改造後）
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）